第４期愛知県障害者計画と第６期愛知県障害福祉計画を一体化した新プランの策定について

（１）目的及び経緯

障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定するとともに、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく「障害福祉計画（障害児福祉計画）」を策定している。今回、次期計画の策定時期が重なったことを契機に、本県の障害者施策の進むべき方向を示す羅針盤として、より実効性の高い総合的な計画とするため、両計画を一体的に策定する。

［計画期間］　障害者計画　　　　　　　　　　　2021年度～2026年度【６年】

障害福祉計画（障害児福祉計画）　2021年度～2023年度【３年】

［新たな計画に定める主な項目］

|  |  |
| --- | --- |
| ①基本理念②現状（障害のある人の状況等）③展望（2040年のめざすべき姿） | 両計画共通 |
| ④各分野における障害者施策の基本的な方向 | 障害者計画 |
| ⑤障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標⑥障害福祉サービス等の見込量と確保策等 | 障害福祉計画 |

（２）主なポイント

ア　障害者施策の基本的な方向の明示（障害者計画）

国の「障害者基本計画（第４次）」（2018年３月策定）において掲げられた分野に準じ、生活環境、生活支援、医療、防災、雇用、教育、文化芸術等の幅広い分野について、本県の実情に即し、講ずるべき施策の基本的な方向を示す。

イ　新たな目標の追加（障害福祉計画）

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、「障害福祉サービスの質の向上」や「相談支援体制の充実・強化」などの項目を、新たな目標として設定する。

（３）スケジュール

２０２０年　７月 第１回障害者施策審議会

第１回障害者自立支援協議会（骨子案の検討）

９月～１２月 市町村計画との調整

１２月 第２回障害者施策審議会（素案の検討）

２０２１年　１月～　２月 パブリックコメント

３月 第３回障害者施策審議会

第２回障害者自立支援協議会（最終案の検討）

計画の策定・公表